

4600008

名古屋市中区栄2丁目9番26号
ポラ名古屋ビル内

公益社団法人愛知労働基準協会

会長

大野 智彦 様

事務連絡

令和元年8月22日

愛知基準局労働基準部
安全課長

郵便料金変更に伴う免許証発送事務の取扱いについて

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税率の改定に伴い、令和元年10月1日から郵便料金に変更され、免許証発送のための郵便料金（定形郵便、25g以内、簡易書留）が392円から404円に引き上げられる予定であります。

このため、本省ホームページ（※）において、労働安全衛生法に基づく免許証の申請日（郵送等の場合は消印日）が9月17日以降になる場合は、免許証送付用封筒に404円分の返信用切手を貼付するよう案内しているところであります。

つきましては、郵便料金変更に伴う免許証申請に対し貴団体の会員事業者に対し周知をお願いします。

（※）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei22/index.html

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000104880.html>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187053.html>

免許証送付用封筒に貼付ける切手の金額について

消費税率の改定に伴い、令和元年10月1日から郵便料金に変更され、労働安全衛生法に基づく免許証の発送のための郵便料金（定型郵便、25g以内、簡易書留）が392円から404円に引き上げられる予定です。

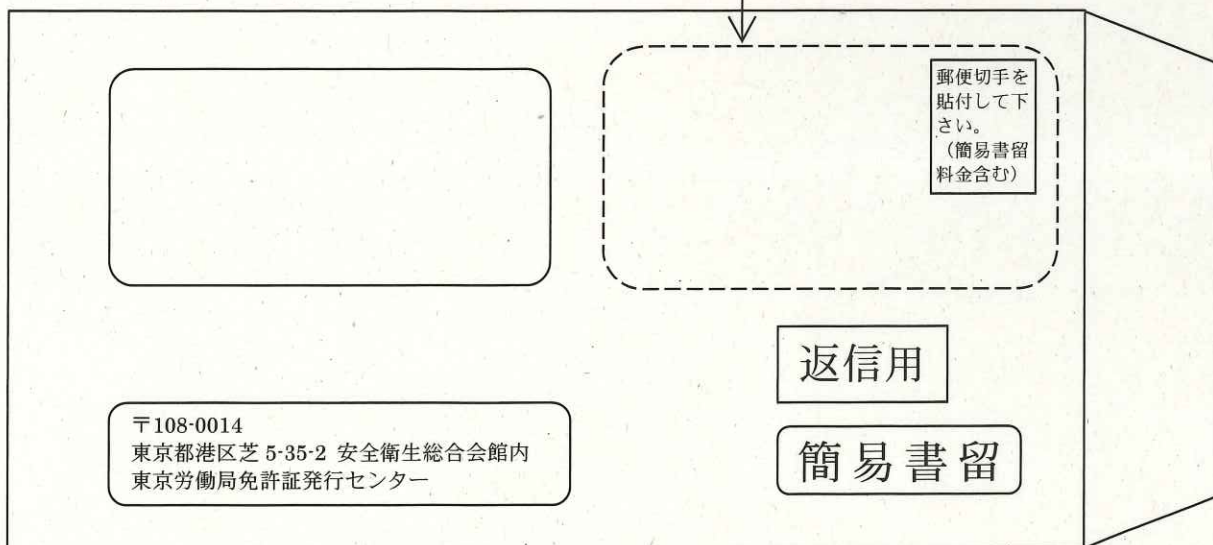
つきましては、申請日（郵送等の場合は消印日）が令和元年9月17日以降の場合は、免許証送付用封筒に404円分の切手をお貼り下さいますようお願いいたします。

合計が次の金額となるように切手をお貼り下さい。

申請日（郵送等の場合は消印日）が

令和元年9月17日以降の場合 404円分

令和元年9月16日以前の場合 392円分



愛知労働局 労働基準部

令和元年8月23日作成